

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	
<p>① 現状分析</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中心市街地の北側に位置する J R 石巻駅は、石巻線、仙石線、仙石東北ラインが乗り入れている。また、駅前のバス乗り場からは、複数の路線バスの乗り降りが可能であり、石巻市における公共交通の結節点として機能している。・ 中心市街地の東側の川沿いエリアに平成 30 年 6 月に完成した「石巻市かわまち交通広場」にも路線バスが乗り入れるようになり、新たな交通の拠点が形成された。・ しかし、中心市街地における交通アクセスは依然として自家用車が多く、朝や夕方のお勤や退勤の時間帯には渋滞が起こる箇所も多い。・ 今後の急速な高齢化の進展により、自家用車を利用できない市民が増加すると考えられるため、住民の移動手段の確保のためにも、公共交通の充実が求められている。 <p>② 事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none">・ バス交通の充実と中心市街地の歩行者・自転車通行量の増加を目指すとともに、路線バスの利便性、快適性の向上を図るため、これまで取り組んできた事業に対して継続的かつ発展的に取り組むとともに、バス利用の快適性と利便性の向上を図るための事業を総合的に推進する必要がある。・ 今後も復興事業により中心市街地の道路事情は大きく変化するため、交通状況の移り変わりを注視しながら、新たな交通の拠点となる「石巻市かわまち交通広場」の活用や、公共交通の最適化を検討していく必要がある。 <p>③ フォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none">・ 年 1 回、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置を講ずる。	

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 路線バス運行事業</p> <p>【内容】 既存バスの経路変更と新たな路線バスの運行</p> <p>【実施時期】 平成30年度～</p>	<p>(株)ミヤコーバス</p>	<p>「いしのまき元気いちば」を起終点とする経路変更の実施。同停留所の路線バスを運行(3路線)することで活性化を図る。</p> <p>本事業は、中心市街地の社会増減数、2施設の利用者数、歩行者・自転車通行量に効果のある事業である。</p>	<p>【支援措置】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(蛇田線))</p> <p>【実施時期】 令和3年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 住民バス等運行事業</p> <p>【内容】 高台に住む市民を対象とした乗り合いタクシーの運行</p> <p>【実施時期】 平成22年度～</p>	<p>山の手地区乗合タクシー運行協議会</p>	<p>高台にある山の手地区において、中心市街地などへの通院や買い物をする方の利便性、快適性の向上を図るために乗り合いタクシーを運行する。</p> <p>本事業は、中心市街地の社会増減数、2施設の利用者数、歩行者・自転車通行量に効果のある事業である。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

